

令和4年第4回定例会

階上町議会会議録

令和4年6月 7日開会

令和4年6月10日閉会

階上町議会

令和4年第4回階上町議会定例会会議録目次

○第1号6月7日（火曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会及び開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
提案理由説明（議案一括上程）	4
休会期間の決定	6
散会の宣告	7

○第2号6月9日（木曜日）

議事日程	8
本日の会議に付した事件	8
出席議員	8
欠席議員	8
説明のため出席した者の職氏名	9
職務のため出席した者の職氏名	9
開議の宣告	10
一般質問	10
畑山真也君	10
小坂正年君	17
郷州公典君	20
散会の宣告	25

○第3号6月10日（金曜日）

議事日程	26
------	----

本日の会議に付した事件	26
出席議員	26
欠席議員	27
説明のため出席した者の職氏名	27
職務のため出席した者の職氏名	27
開議の宣告	28
報告第1号議題、質疑	28
報告第2号議題、質疑	28
議案第1号議題、質疑、討論、採決	28
議案第2号議題、質疑、討論、採決	29
議案第3号議題、質疑、討論、採決	30
議案第4号議題、質疑、討論、採決	37
議案第5号議題、質疑、討論、採決	37
議案第6号議題、質疑、討論、採決	38
追加提案理由説明	38
議案第7号議題、質疑、討論、採決	39
議員派遣の件	42
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	43
町長挨拶	43
閉会の宣告	44
署名議員	45

令和4年第4回階上町議会定例会会議録

(第1号)

令和4年6月7日(火曜日)

令和4年第4回階上町議会定例会

議事日程第1号

令和4年6月7日午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番	畑山真也君	2番	小坂正年君
3番	下沢育男君	4番	大下修君
5番	小松雅彦君	6番	上道二三男君
7番	長根岩夫君	8番	森榮吉君
9番	濱谷貴樹君	10番	松尾國治君
11番	林貢君	12番	大江和夫君
13番	郷州公典君	14番	百目木和俊君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長 荒谷憲輝君 教育長 丸岡博君

総務課長	濱浦幸夫君	総合政策課長	地代所誠君
税務課長	佐京実君	町民生活課長	大谷地尚子君
すこやか健康課長	平戸由紀子君	介護福祉課長	中屋敷司君
産業振興課長	西山圭一君	建設課長	上静志君
教育課長	濱浦孝子君	会計管理者	日影百合子君
代表監査委員	三上孝八君		

職務のための出席者

議会事務局長	茨島俊行君	庶務 G L	下平有香君
総務課主査	程熊嘉寛君		

◎開会及び開議の宣告

○開会の宣告

午前 10 時 00 分

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（百目木和俊君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、令和 4 年第 4 回階上町議会定例会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（百目木和俊君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、7 番長根岩夫
君、8 番森榮吉君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（百目木和俊君） 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から 6 月 10 日までの 4 日間といたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって会期は、本日から 6 月 10 日までの 4 日間と決定いたしました。

◎提案理由説明

○議長（百目木和俊） 日程第3、この際、報告第1号 階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件から、議案第6号 小舟渡集会所移転新築工事請負契約の締結についての件まで、8件を一括して上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

○議長（百目木和俊君） 町長、荒谷憲輝君。

○町長（荒谷憲輝君） ハイ。（町長登壇）

おはようございます。（議員方々のあいさつ）

本日ここに、令和4年第4回階上町議会定例会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。それでは、本定例会に提案いたしました議案の概要につきまして説明申し上げ、審議の参考に供したいと思っております。

報告第1号 令和3年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件は、令和3年度に議決いただいた、社会保障・税番号制度システム整備事業、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業等、7事業に係る繰越計算書を調製し報告するものであります。

次に報告第2号 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について、ご説明申し上げます。

本件も、令和3年度に議決いただいた公共下水道事業について、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第1号 階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

本案は、最近における物価の変動等に鑑み、立候補に係る環境の改善を目的とし、階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ピラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を改めるため提案するものであります。

議案第2号 階上町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、未活用町有財産の利活用を促進し、雇用の拡大、産業の振興、町勢の発展を図るため、所要の改正を行うため提案するものであります。

議案第3号 令和4年度階上町一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出総額にそれぞれ2億9,086万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を58億1,086万7千円とするものであります。

それでは、第1表歳入歳出予算補正の主なものについてご説明申し上げます。

歳入につきましては、国庫支出金1億4,979万7千円、県支出金4,599万円等を追加するものであります。

歳出につきましては、土木費547万円等を減額し、民生費3,285万7千円、教育費1億352万7千円等を追加するものであります。

歳出のうち、旧大蛇小学校及び旧小舟渡小学校の粗大ごみ等の処分に係る委託料260万9千円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、住民税非課税世帯等に対し、一世帯につき10万円を給付する、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業に係る経費として1,816万6千円、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、児童手当を受給する世帯のうち、非課税世帯の子ども一人につき5万円を給付する、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費として1,135万8千円、新型コロナウイルスワクチン接種事業における60歳以上及び基礎疾患を有する方等の4回目接種に係る経費として1,162万3千円を計上しております。また、町独自支援事業としまして、1点目はコロナ禍において原油価格や物価高騰に直面している町民の生活を応援すると共に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、事業者への支援を図るため、全町民1人につき、1万円の商品券を配布する「はしかみ暮らし応援商品券交付事業」に1億3,823万5千円、2点目はコロナ禍において飛沫拡散防止に一定の効果があるとされる、蓋付きの洋式トイレに改修する学校トイレ洋式化事業に9,801万円等を計上しており、その財源といたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、県の新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金を活用し、不足分については財政調整基金からの繰入により実施することとしております。

次に、第2表地方債補正であります。既定の地方債に係る変更分を補正するものであります。

議案第4号 令和4年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から、歳入歳出それぞれ 119 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 3 億 3,440 万 1 千円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 119 万 3 千円を減額するものであります。

歳出につきましては、総務費 119 万 3 千円を減額するものであります。

議案第 5 号 令和 4 年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定の予算総額から、歳入歳出、それぞれ 146 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 6,652 万円とするものであります。

第 1 表歳入歳出予算補正の歳入につきましては、繰入金 27 万 2 千円、諸収入 119 万 7 千円を減額するものであります。

歳出につきましては、保健事業費 146 万 9 千円を減額するものであります。

議案第 6 号 小舟渡集会所移転新築工事の請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、小舟渡集会所移転新築工事請負契約を締結するための提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重に、ご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。（町長降壇）

○議長（百目木和俊君） これをもって提案理由の説明を終わります。

◎休会期間の決定

○議長（百目木和俊君） お諮りいたします。

議事の都合により、6 月 8 日は休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、6 月 8 日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（百目木和俊君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
次の会議は、6月9日午前 10 時から開きます。
本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻午前 10 時 13 分）

令和4年第4回階上町議会定例会会議録

(第2号)

令和4年6月9日(木曜日)

令和4年第4回階上町議会定例会

議事日程第2号

令和4年6月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 畑山 真也君 (1)新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
(2)生活困窮者自立支援、ひきこもり支援等について
- 2番 小坂 正年君 (1)階上町の入札制度について
(2)階上町の企業誘致の現状について
- 13番 郷州 公典君 (1)階上町の企業誘致施策のPRについて
(2)階上町の都市計画のうちの道路計画の促進について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 畑山 真也君	2番 小坂 正年君
3番 下沢 育男君	4番 大下 修君
5番 小松 雅彦君	6番 上道 二三男君
7番 長根 岩夫君	8番 森 榮吉君
9番 濱谷 貴樹君	10番 松尾 國治君
11番 林 貢君	12番 大江 和夫君
13番 郷州 公典君	14番 百目木 和俊君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町長	荒谷 憲輝 君	教育長	丸岡 博 君
総務課長	濱浦 幸夫 君	総合政策課長	地代所 誠 君
税務課長	佐 京 実 君	町民生活課長	大谷地 尚子 君
すこやか健康課長	平戸 由紀子 君	介護福祉課長	中屋 敷 司 君
産業振興課長	西山 圭一 君	建設課長	上 静 志 君
教育課長	濱浦 孝子 君	会計管理者	日影 百合子 君
代表監査委員	三 上 孝 八 君		

職務のための出席者

議会事務局長	茨 島 俊 行 君	庶務 G L	下 平 有 香 君
総務課主査	程 熊 嘉 寛 君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

- 議長（百目木和俊君） ただいまの出席議員は 14 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（百目木和俊君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

- 1 番、畑山真也君の質問を許します。

- 1 番（畑山真也君） はい、議長。

- 議長（百目木和俊君） はい。1 番、畑山真也君。

- 1 番（畑山真也君） はい。1 番、畑山です。（畑山議員登壇）

1 番、畑山真也です。令和 4 年 6 月定例会にあたり、自身初の質問の機会をいただきましてありがとうございます。

令和 2 年から続いております新型コロナウイルスは感染の拡大と縮小、そして変異を繰り返しながら、今なお終息の目途はたっておりません。感染による後遺症に苦しんでいる方、そして不幸にしてお亡くなりになった方に、心よりお見舞い申し上げますとともに、1 日も早く有効な治療方法の確立と感染の終息を願っております。また世界に目を向けますと、今年 2 月下旬からロシアの侵攻を受けているウクライナでは、連日の報道にありますように、侵攻による恐怖、国外への避難など、想像を絶するような暮らしと命の危険にさらされています。遠く離れた日本でも、エネルギーや食料品などの生活必需品の価格の上昇がみられ、私たち消費者の暮ら

しを直撃しております。今も軍事侵攻は続いていますが、即時の攻撃停止と部隊の撤収を強く求めています。

それでは通告に従い質問に入らせていただきます。

1つ目ですが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてであります。内閣府では新型コロナウイルス感染症の拡大防止とともに、感染症拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、令和2年4月に新型コロナウイルス感染症緊急経済対策、令和2年12月に新型コロナウイルス感染症総合経済対策、令和3年11月にコロナ克服新時代改革のための経済対策をそれぞれ閣議決定し、また今年4月には関係閣僚会議で取りまとめられたコロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を創設しております。この地方創生臨時交付金は、コロナ対応のための取り組みである限り、原則地方公共団体が自由に使うことができるため、本町におきましても令和2年度から同臨時交付金を活用し、様々な事業を展開していただいております。

そこで、令和3年度における同臨時交付金の事業実績とその経過について、また令和4年度における同臨時交付金の事業計画についてお伺いいたします。

次に、2つ目ですが、生活困窮者自立支援、ひきこもり支援等についてであります。昨今のコロナ禍により、就労困難な方や事業規模の縮小による収入減に伴う生活困窮者が増えていると思います。また、外出自粛等人々の接触が制限される中、生活に悩みを抱えていても話をする機会もなく孤独に生活し、ひきこもりになる方も増えていると思います。私自身も町職員として勤務していた際、コロナ禍以前においても、悩みを抱えて生活している多くの方々を見受けてきました。

そこで、コロナ禍前後において相談状況にどのような変化が生じているか。また、階上町における相談受付体制についてお伺いします。

以上で壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。(畑山議員降壇)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 町長、荒谷憲輝君。

○町長(荒谷憲輝君) はい。(町長登壇)

おはようございます。それでは、畑山議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についての件であ

りますが、議員ご案内のとおり、町では、令和 2 年度から国の同臨時交付金を活用しながら、新型コロナウイルス感染症に対する「独自支援策」を展開しており、令和 3 年度につきましては、4 つの事業を実施いたしました。

まず、1 つ目としまして、コロナ禍での子育て支援と、保護者の経済的負担を軽減するため、令和 2 年度から実施している「小中学校給食費無償化事業」を、継続して実施いたしました。

次に、2 つ目として、生活に困っている世帯や個人への支援策として、非課税世帯を対象に、「臨時家計支援給付金事業」を実施し、低所得世帯の経済的負担を軽減いたしました。

次に、3 つ目として、幅広い業種において、厳しい経営が続いていることを踏まえ、中小企業等への支援として、事業収入が一定以上減少した事業者に対し、「事業者支援金」を給付いたしました。

最後に、4 つ目として、新型コロナウイルス感染症の影響により、主食用米の需要が落ち込み、米価が大幅に下落したことから、営業負担を軽減し、米生産農家の生産意欲を維持するため、「主食用米作付農家支援事業」を実施しました。

これら 4 つの事業に、臨時交付金 9,374 万 6 千円を活用したところであります。

次に、独自支援事業の効果についてであります。全ての事業において、家計支援や事業者支援として、適時に施策を展開してきたもので、一定の効果があったものと認識しております。

特に、「小中学校給食費無償化事業」については、多くの保護者から、「経済的負担が軽減された」とのお話をいただいております。令和 4 年度の独自支援事業として、引き続き実施しております。

そのほかに、令和 4 年度における同臨時交付金の事業計画として、今定例会の補正予算において、2 つの新たな独自支援事業を計上しており、国が実施する支援事業と同時に実施することで、相乗効果を期待するものです。

1 つは、教育施設でのクラスター発生の報道が絶えない状況を踏まえ、階上町を担う子どもたちの、安心して安全な学校環境整備は、極めて重要な支援策であると考え、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、国の臨時交付金と、県の「新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金」を活用し、赤保内小学校と道仏小学校の全ての和式トイレについて、洋式トイレに改修する「学校トイレ洋式化事業」を実施することとしております。

もう 1 つは、コロナ禍において、原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響は、全ての町民が受けているところでありますので、「原油価格・物価高騰対応分」としての「臨時交付金」を活用し、全町民 1 人当たり 1 万円分の商品券を配布

する「はしかみ暮らし応援商品券交付事業」を実施することとしております。

実施にあたっては、町商工会と情報共有を図りながら連携し、町内の中小企業等への支援についても考慮し、町内でのみ使用可能な「商品券」とすることで、町内経済の下支えも図ってまいります。今後におきましても、これまでと同様に、国からの財政的な支援や、国や県の支援策の動向を注視しつつ、本町にとって必要な支援策を、随時、検討していく必要があると認識しております。

次に、2点目の生活困窮者自立支援、ひきこもり支援等についての件でございますが、コロナ禍前後における相談状況の変化につきましては、議員ご案内のとおり、令和3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業を余儀なくされ、収入が減少し、生活の維持が困難であるとの相談が増えているとの報告を、青森県から委託され、支援事業を行っている「三戸地域自立相談窓口」から受けております。

詳細については、後ほど担当課長より答弁させます。

次に、町の相談受付体制についてでございますが、生活困窮者、ひきこもりの両方とも、役場窓口となる介護福祉課福祉グループにおいて相談を受けた際に、相談者から状況を伺い、支援対象者が必要な支援を受けることのできる「相談窓口」に、おつながりしております。

生活困窮者支援については、保護が必要な方、就労の支援が必要な方、一時的な生活資金の貸付が必要な方に分けて対応しており、保護が必要な方については、「三戸地方福祉事務所」に、就労の支援が必要な方については、「三戸地域自立相談窓口」に、一時的な生活資金の貸付が必要な方については、「町社会福祉協議会」に、おつながりしております。

また、ひきこもり支援については、学校を卒業又は中退、若しくは離職後、一定期間の無職の状態にあり、就職を希望する方の相談については、厚生労働省の委託事業となります「はちのへ若者サポートステーション」に、ひきこもりに悩んでいる本人や家族からの相談については、「三戸地域自立相談窓口」又は「青森県ひきこもり地域支援センター」に、おつながりしております。

いずれの支援相談窓口におきましても、相談受付後は、支援対象者の抱える課題を丁寧に把握した上で、さらに適切な関係機関へつなぐなど、関係機関と協力しながら、解決に向けて支援を実施しております。

以上でございます。（町長降壇）

○介護福祉課長（中屋敷司君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 介護福祉課長、中屋敷司君。（介護福祉課長起立）

○介護福祉課長（中屋敷司君）

それでは、私から、2点目の「生活困窮者自立支援、ひきこもり支援等について」の、コロナ禍前後における相談状況の詳細について、お答えいたします。

始めに、町社会福祉協議会で申込みを受付しております、主に休業された方向けの「緊急小口資金」、及び、主に失業された方等向けの「総合支援資金」の貸付についてであります。コロナ禍前の令和元年度は、貸付は0件であったのに対し、コロナ禍後となる令和2年度と令和3年度は、貸付の要件を緩和したこともあり、それぞれ54件と37件の貸付が行われております。

次に、何らかの理由により就業できず、収入がなく、著しく生活に困窮し、生活保護の対象となり得る方について、本町から三戸地方福祉事務所へ取り次いだ件数は、令和元年度は24件、令和2年度は31件、令和3年度は44件と、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、増加傾向にあります。

なお、ひきこもりに関し、「はちのへ若者サポートステーション」において相談を受けた件数は、令和元年度から令和3年度までにおいて、それぞれ1件ずつとなっております。

以上でございます。（介護福祉課長着席）

○1番（畑山真也君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 1番、畑山真也君。（畑山議員起立）

○1番（畑山議員君） はい、1番畑山真也です。ご丁寧なお答えをいただきましてありがとうございました。続けて質問させていただきたいと思っております。

今年度の地方創生臨時交付金の計画の中で、原油及び物価の高騰の影響を受けた町民の支援として、はしかみ暮らし応援商品券交付事業がありますが、現金支給ではなく商品券の配布とした理由と、また学校のトイレを和式から洋式へ改修することですが、同臨時交付金を利用して改修を行う学校の選定理由についてお伺いします。

次に、生活困窮者・ひきこもりの両方とも支援対象者を必要な相談窓口につなぐことが大事であります。そのためには支援を必要とする方の掘り起こしが必要と考えます。また、国では住民に身近な市町村においても相談体制づくりを進め、支援を強化するための既に都道府県や政令市で設置しておりますひきこもり状態にあ

る方を対象にした相談窓口について市町村に対しても設置を促進するとしております。

そこで、生活困窮者及びひきこもりに係る支援対象者の掘り起こしに対する今後の町の取組と相談窓口の設置についてお伺いします。(畑山議員着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(百目木和俊) 産業振興課長、西山圭一君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(西山圭一君) はい。それでは畑山議員のご質問にお答えいたします。

私からは、はしかみ暮らし応援商品券交付事業の件についてお答えいたします。今回ののはしかみ暮らし応援商品券交付事業を制度設計するにあたり、町長答弁にもありましたように、商工会と情報共有する中で、町内事業者の支援にもつながる対策が必要とのご意見をいただいているところであり、全町民の家庭支援となりつつ、未だコロナ禍の影響を受けている、町内事業者等の支援にもつながる事業とする必要があると考え、町内のみで使用していただける商品券とすることで、家庭支援と事業者支援の両立を図り、効果的な制度設計となるよう企画したため、現金化としなかったものでございます。

以上でございます。(産業振興課長着席)

○教育課長(濱浦孝子君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 教育課長、濱浦孝子君。(教育課長起立)

○教育課長(濱浦孝子君) はい。畑山議員のご質問にお答えいたします。

私からは学校トイレの洋式化事業において、対象校を選定した理由についてお答えいたします。

近年、一般住宅・保育園・各種施設などに、洋式トイレが普及したことにより、和式トイレを使用できない児童が増えているため、中学生よりも小学生を優先としたものでございます。また、最大限の効果を上げることを考えた場合、児童数と教職員数の多い、赤保内小学校と道仏小学校を選定いたしました。二校は建築年が新しく、乾式トイレ仕様となっており、ブースはそのまま、便器を交換する工法で行うことが可能となっているものです。

児童数は石鉢小学校も多いのですが、建築年が古く、ほとんどが湿式トイレ仕様となっていることから、床工事や排水配管等工事が必要となりますので、個別施設管理計画の中で施設全体の長寿命化改修等の検討に合わせて、実施することとしているものです。なお階上小学校については、職員用も含め各所に1基、計6基洋式トイレがあるため、職員児童数から勘案しまして不足のない状況と判断しているところでございます。

以上でございます。(教育課長着席)

○介護福祉課長(中屋敷司君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 介護福祉課長、中屋敷司君。(介護福祉課長起立)

○介護福祉課長(中屋敷司君) はい。それでは畑山議員のご質問にお答えします。

私からは生活困窮者及び引きこもりに係る支援対象者の掘り起こしに対する今後の町の取組と相談窓口の設置についてお答えいたします。本町におきましては、今後支援対象者の掘り起こしを図るため、広く町民に情報が行き届くよう、町広報紙、ホームページ、リーフレット等により支援相談窓口に関する情報発信と周知について、より一層の強化に努めてまいります。

また町と各支援相談窓口との連携を、それぞれ密にし、横断的なネットワークの構築と情報共有を行うとともに、アウトリーチといわれる訪問支援のための積極的な働きかけ等を強化し、迅速に支援対象者を必要な関係機関へ確実に繋げられるよう相談受付体制を整えていきながら本町における潜在的な支援対象者の掘り起こしと情報の把握に努めてまいります。議員ご案内の、本町におけるひきこもり状態にある方を対象にした相談窓口の設置については、今後の相談状況等を見ながら、関係団体及び関係機関と協議を行うなど、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(介護福祉課長着席)

○1番(畑山真也君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 1番、畑山真也君。(畑山議員起立)

○1番(畑山議員君) はい、1番畑山真也です。ご説明大変ありがとうございました。

はじめにも申しましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施するための交付金であります。多くの町民の声に、交付金による支援の効果が及ぶ事業を展開していただきますよう、今後も希望しております。

また、生活困窮者等の支援対象者の掘り起こしにつきましては、具体的な周知方法や積極的な働きかけ、相談受付体制について回答いただきました。人それぞれ悩み事は多種多様ですが、1人では解決が困難な悩みもたくさんありますので、よりいっそうの支援体制の強化を期待しております。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の終息に目途はたっておりませんが、このような中、本町では12歳以上の新型コロナワクチンの3回目の追加接種を継続しながら、4回目の追加接種も開始していると伺っております。また、3月下旬より5歳から11歳までの新型コロナワクチンの接種につきましても始まりました。新型コロナワクチンの接種の準備等にあたられた医療従事者の方をはじめ、町職員のご苦勞に感謝申し上げますとともに、引き続きワクチン接種体制に万全を期していただきますよう、お願い申し上げます。私からの質問を終わります。

ありがとうございました。(畑山議員着席)

○議長(百目木和俊君) 以上で1番、畑山真也君の質問を終わります。
2番、小坂正年君の質問を許します。

○2番(小坂正年君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 2番、小坂正年君。

○2番(小坂正年君) 2番、小坂正年です。(小坂議員登壇)

6月の定例会に、質問の機会を与您いただき、ありがとうございます。

早速ですが、私からは、1つ目には階上町の入札制度についてです。この頃新聞等で、いろいろな官製談合が騒がれております。青森県内でも、最低制限価格を町長の支持する業者に事前に漏らし、特定の業者に落札が偏っているとの事案が発生しております。階上町の入札においてそのような危険性はないのか。お伺いしたいと思います。

2つ目には、階上町の企業誘致の現状についてです。階上町で、昭和60年に階上町企業誘致条例が制定されておりますが、ここ10年間でどれだけ企業誘致が進んでいるのか。またあるとすれば、どのような業種なのかを、お伺いしたいと思います。

ます。以上 2 点についてよろしくお願いをいたします。(小坂議員降壇)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 町長、荒谷憲輝君。(町長登壇)

○町長(荒谷憲輝君) それでは、小坂議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の、階上町の入札制度についての件であります。本町の工事の入札については、現在、予定価格の公表により実施しており、最低制限価格につきましては、「予定価格が 130 万を超える工事」について適用しているところであります。その算定方法は、「階上町最低制限価格制度実施要綱」に基づき、予定価格の 70%から 90%の範囲の金額を、設定することとしております。

算定方式は、平成 30 年 3 月に、町内建設業者に通知すると共に、町ホームページにおいても公表しているところであります。

さらに、事業者には、積算内訳書の提出を義務づけ、適切に積算していることを担当課において確認しており、本町におきましては、議員ご案内のような事案の発生につながることは「ない」と認識しております。

次に、2 点目の階上町の企業誘致の現状についての件であります。これまで、本町には、6 社の誘致企業があり、そのうち 3 社は県の誘致企業、残り 3 社が町の誘致企業となっております。

平成 3 年度に、県が誘致した「製造業」の誘致企業が最後となっているところではありますが、昨年 12 月の三陸沿岸道路全線開通などを見越して、企業からの相談も増加傾向にあり、令和 3 年度、2 社について、本町へ移転を決定いただいたところであり、今後、企業誘致条例に基づき、町誘致企業の指定に向けて、対応していくこととしております。

企業誘致にあたっては、社会情勢の変化や 企業の求める多様なニーズを踏まえた施策を展開していくことが、重要と考えており、今定例会で提案しております、階上町企業誘致条例の一部改正にあたっては、本町に進出する企業に対し、優位性を確保し、企業ニーズを捉えた効果的な制度に見直すこととしております。今後におきましても、広く企業が進出しやすいような環境を整えることにより、雇用の創出や 地域経済の活性化につなげていきたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

○2 番(小坂正年君) はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 2番、小坂正年君。（小坂議員起立）

○2番（小坂正年君） 2番、小坂正年です。

1つ目の入札制度についてですが、先程の答弁では、工事についてのご説明をいただきましたが、業務委託や物品の購入などについてはどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

2つ目の企業誘致についてですが、先程の答弁の中で、平成3年度以降は誘致企業がないとの答弁でございました。町の発展のためには必要なものと考えております。そこで、先程の答弁の中で、企業誘致条例の一部改正により、新たな施策を展開するとのことでしたが、具体的な改正内容と進め方についてお知らせ願いたいと思います。よろしくお願いします。（小坂議員着席）

○総合政策課長（地代所誠君） ハイ、議長。

○議長（百目木和俊君） 総合政策課長、地代所誠君。（総合政策課長起立）

○総合政策課長（地代所誠君） ハイ。小坂議員の質問にお答えしたいと思います。

初めに、業務委託、物品の購入などについての件でございますが、業務委託や物品の購入につきましては、最低制限価格は設けておらず、予定価格についても非公表により実施しているところでございます。

予定価格の設定につきましては工事も含めてでございますが、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づき設定しており、その保管についても封筒に封印後、担当課長により適宜保管しているところでございますので、工事同様、議員ご案内のような事案につながることはないと認識しております。

次に企業誘致の件でございますが、本定例会で条例の一部改正を議決いただいた後、直ちに準備にかかる予定としているところでございます。内容につきましては、対象基準を見直し、これまで企業が新設及び増設に要した経費に地代も含まれておりませんでしたので、地方税法第341条に規定する固定資産を取得するために要した費用の総額と改め、地代を参入できるように改正し、新設、増設に関わらず3千万円以上とするほか、新設又は増設による雇用を一律従業員20人以上とするなど、現在の状況に合わせた改正を提案しているところでございます。また、新たに条項を追加し、町の遊休財産となっている旧大蛇小学校及び旧小舟渡小学校の建物及び用地を活用した企業誘致を実施できるよう改正するものでございます。

進め方につきましては、校舎内にある未利用備品の処分や公募要項の決定、公募期間については概ね 1 か月程度を予定しておりますので、早ければ来月末までには公募の結果が出せるものと考えております。また誘致する企業が決定した場合には、町広報紙などにより町民の皆様方にもお知らせしたいと考えているところでございます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○2番(小坂正年君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 2番、小坂正年君。(小坂議員起立)

○2番(小坂正年君) 2番、小坂正年です。

1つ目の入札制度についてですが、階上町では官製談合等の危険性がないことが分かりました。これからの入札についてですが、地元発注の仕事は雇用の創出のためにも、そしてまた、税収のアップにもつながることと思いますし、そのことが地元の業者を育てるということからも、金額の大きくなるものはJVを組ませるなど工夫をしていただき、なるべく地元の業者に仕事をしていただくように考えていただければと思います。そのことをお願いし、入札については終わらせていただきます。

2つ目の企業誘致についてです。町内の皆さんも地元就職できるようになれば一番いいことだと思います。三陸沿岸道路も全線開通し、階上町にもインターチェンジ等が設置され、交通のアクセスも良くなってきています。そのへんを最大限に生かしていただいて、また、遊休財産の旧小舟渡小学校、大蛇小学校を生かした企業誘致をし、地元の雇用を増やすようなことになればいいなと思います。

いろいろな諸問題、給排水設備等の問題もあると思われませんが、私たちも小さなことにも耳を傾けながら協力していけるようにしたいと思います。1社でも多くの企業を誘致できるように考えていただければと思います。そのことをお願いし、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(小坂議員着席)

○議長(百目木和俊君) 以上で、2番、小坂正年君の質問を終わります。

13番、郷州公典君の質問を許します。

○13番(郷州公典君) はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 13番、郷州公典君。（郷州議員登壇）

○13番（郷州公典君） 6月定例会に一般質問の質問の機会をいただき感謝申し上げます。コロナ感染症が拡大して、日本でも日に2万人とか3万人が感染しているということ、社会活動に大きなブレーキになっています。

またウクライナで紛争が起き、世界が混乱になっています。食料品や資材が高騰し、私たちの日常生活にも大きな影響が出ています。しかしながら、人混みでないところや外ではマスクを外しても良いということ、日本全体が少しは、コロナに慣れてきたのかな、明るい兆しだと思っております。

それでは、質問に入らせていただきます。

企業誘致施策のPR事業についてであります。企業誘致施策として、必要な要素として、私は町から企業へのPRがもっと重要であると感じています。現在コロナ感染症で人口密集地帯や都市では感染症の蔓延の可能性が高いとされ、大都市はコロナウイルスに脆弱であると考えます。そのことから、今後地方に生活経済活動の活路があるのではないかと考えています。

そこで、今こそ階上町は魅力いっぱいです！階上町に来てください！と声を大きくしてPRするべきだと思います。例えば東京にあるふるさと階上の会への活動の強化、さらなる企業誘致条例による措置の周知、工場、事務所の建設ができる場所の提供など階上町が企業にとって魅力的に見えるようなPRが必要だと思います。様々な方法があると思いますが、町長のご意見を伺います。

次に、階上町の都市計画について、その都市計画の中の道路計画の促進についてお伺いいたします。現在、階上町の都市計画は、都市計画策定当時に、土地利用や都市施設の整備を計画し、その中で下水道事業を推進したことにより、おかげさまで、石鉢、野場中、蒼前地区の下水道が普及し、現在も毎年工事が行われ、生活環境が改善がなされ、住民はありがたいと思っております。

一方道路計画については、大変すばらしい計画ではありますが、いろいろな事情があると承知しているものの、計画どおり進んでいないのが現状で、大変残念に思います。特に、通学路や歩道の整備は交通安全にかかわることであり、住民が安心して歩けるような道路を整備していただきたいと思っております。石鉢小学校の蒼前地区の通学路や赤保内小学校、階上中学校周辺の通学路の整備は、長期的な視野に立ちながらも、手を付けられる場所から着手していくべきだと思います。

都市計画の道路整備は、本当に長い期間が必要であると理解していますが、私たちの次のそしてさらに次の世代への、大きなプレゼントとして是非、計画を早急に進めていただきたいと思っております。町長のお考えを伺います。

以上 2 点をお伺いし、壇上からの質問を終わります。(郷州議員降壇)

○町長(荒谷憲輝君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 町長、荒谷憲輝君。(町長登壇)

○町長(荒谷憲輝君) それでは、郷州議員のご質問にお答えいたします。

1 点目の、階上町の企業誘致施策の PR についての件であります。本町は、これまで町単独での PR 活動も実施してまいりましたが、単独での実施には限りがあることから、青森県の東京事務所や青森県企業誘致推進協議会などを活用しながら推進してまいりました。

特に、近年は、コロナ禍の影響により、オンライン開催となっております「八戸圏域連携中枢都市圏」の事業である「東京等でのセミナー」への参加など、多種多様な方法により、階上町の良さや企業誘致条例の内容などについて、PR を実施してきたところであります。議員ご質問の「ふるさととはしかみ会」につきましても、折に触れ、お願いしてきております。

議員ご案内のとおり、昨年 1 2 月に三陸沿岸道路が全線開通したことで、高い輸送能力の確保により、本町の魅力が高まり、昨年度から相談も増え、2 社が、本町に移転を決定しているところです。また、今定例会に、階上町企業誘致条例の一部改正について、提案させていただいているところであり、町所有の遊休財産を活用した、これまでと異なる積極的な誘致策を実施し、地域の均衡ある発展と雇用の創出に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 点目の階上町の都市計画のうちの道路計画の促進についての件であります。都市計画による道路整備は、円滑な交通の確保だけではなく、豊かな公共空間を備えた良好な市街地形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与することを目的とし、平成 1 1 年 5 月に、11 路線約 2 4km を計画しております。

この路線のうち、八戸市から仙台市までの三陸沿岸道路が昨年 1 2 月に全線開通し、本町におきましては、災害時の輸送路の確保、物流の効率化による企業誘致の促進、移動時間の短縮による観光・交流の拡大などに期待しているところであります。都市計画による道路事業は、都市空間の確保のため、既存住宅街を大きく変化させる効果を生じさせる反面、多額の用地費や物件移転補償費、工事費が必要となるため、事業実施に至っていないのが現状であります。

議員ご案内のとおり、将来に向けた都市基盤であるため、地域の実情や財源など

を踏まえ、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。(町長降壇)

○13番(郷州公典君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 13番、郷州公典君。(郷州議員起立)

○13番(郷州公典君) はい、13番、郷州公典です。

積極的に、企業誘致についてPRするということが、大変、力強く感じました。是非これからも頑張ってくださいと思います。今回の議会にも改正案が出てきましたので、必ずうまく行くものと思っております。

階上町の税収を見てもみますと、法人税の税収が、平成28年は5,500万ということ、どんどん増えていく、少しずつではありますが増えてきたんですが、コロナでまた停滞しているということでもあります。今一度、頑張れば、また回復するものと思いますので、よろしく願いいたします。

道路については、車と歩行者の安全が第一であります。石鉢では、事故があって、ガードレールが設置されました。事故があってからでは遅い。階上郵便局前の国道、県道ですね。歩道、是非、ガードレールが必要なのではないか。子供たちが多く歩く道路でして、早急に進めるべきだと思ってました。是非、進めるように、お願いしたいと思います。

都市計画道路は15mの道路で大変ゆとりのある、立派な道路であります。蒼前地区にも都市計画道路の中になんか入ってましたが、その中であまりお金をかけなくても、作れる場所があります。見本になる道路を作って、都市計画道路はこういう道路を作るんだよということを、できるのであれば、是非検討して実現していただきたいと思います。町のお考えを伺います。(郷州議員着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 総合政策課長、地代所誠君。(総合政策課長起立)

○総合政策課長(地代所誠君) はい。郷州議員の質問にお答えしたいと思います。

まず町の方で現在予定しております一部改正などを含めた企業誘致につきまして、大変力強いお言葉をいただきまして、こちらも進めてまいりたいという風に思っておりますので、よろしく願いをいたします。

また、法人税の件でございますけども、事業所数については若干ではありますが、当町伸びている状況でございますので、税金につきましては先程のコロナ禍の関係で下がっておりますけども、いずれにしましても、法人町民税につきましても町の方の重要な財源の1つでございますので、企業誘致を含めまして、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○建設課長(上静志君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 建設課長、上静志君。

○建設課長(上静志君) はい。それでは郷州議員の質問にお答えいたします。

質問内容、2点かと。ガードレールの設置と、それから、どこか蒼前地区の方でもやれるとか、簡単にやれるところがあったら、実施してみるべきではないかという2つのご質問という風に感じましたけども、まず1点目のガードレールの設置ですけども、これは郵便局から45号の間という風な位置でいいかどうかのところはあるんですけど、その部分をおっしゃってるかと思っております。その件につきましてはですね、平成24年度から関係者等を含めて通学路の交通安全対策というふうな箇所を洗い出してもらいまして、階上町通学路安全推進協議会というのを開催し、合同点検等をして、その結果を踏まえ、現在大蛇駅周辺それから階上分署周辺の歩道整備などを、この事業で対策を行ってきているところでございます。現在この箇所につきましては、その際の安全点検等を行っている箇所ではございませんけども、先の方、中学校の前等ではガードレールも設置されてあるという実情を踏まえますと、今後関係者等々意見等々を伺いながら、検討してまいりたいという風に考えております。

それからもう一つの街路事業でどこか効果的なところを示す、いかがかという風なことでございますけども、街路事業、15mから17mの道路の規格で計画されておりますので、先程も町長の答弁にもありますとおり、多額の移転費用等かかる箇所が多数あります。実施に向けては、先程の答弁とも、財政状況等、それから地域の要望等、この辺を踏まえながら、慎重に判断していきたいという風に考えております。

以上です。(建設課長着席)

○13番(郷州公典君) ハイ。

○議長（百目木和俊君） 13番、郷州公典君。

○13番（郷州公典君） 13番、郷州です。どうも大変ありがとうございました。

企業誘致についても進めるということ、前の議員も質問されました。同じようなことを考えている議員があるということ、大変ありがたく思っております。是非力を合わせて、やっていけばと思っておりました。

これからも町長先頭に、階上町の活力のためにがんばりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上で質問を終わります。（郷州議員着席）

○議長（百目木和俊君） 以上で13番、郷州公典君の質問を終わります。

これにて一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（百目木和俊君） 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

次の会議は、6月10日午前10時から開きます。

本日は、これにて散会いたします。

（散会時刻 午前11時05分）

令和4年第4回階上町議会定例会会議録

(第 3 号)

令和4年6月10日(金曜日)

令和4年第4回階上町議会定例会

議事日程第3号

令和4年6月10日 午前10時00分開議

- | | | |
|--------|----------------------|--|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 令和3年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 令和3年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について |
| 日程第 3 | 議案第 1 号 | 階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 2 号 | 階上町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 3 号 | 令和4年度階上町一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第 6 | 議案第 4 号 | 令和4年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 7 | 議案第 5 号 | 令和4年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 8 | 議案第 6 号 | 小舟渡集会所移転新築工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 追加提案理由説明 | |
| 日程第 10 | 議案第 7 号 | 階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについて |
| 日程第 11 | 議員派遣の件 | |
| 日程第 12 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1番 畑 山 真 也 君

2番 小 坂 正 年 君

3番	下 沢 育 男 君	4番	大 下 修 君
5番	小 松 雅 彦 君	6番	上 道 二 三 男 君
7番	長 根 岩 夫 君	8番	森 榮 吉 君
9番	濱 谷 貴 樹 君	10番	松 尾 國 治 君
11番	林 貢 君	12番	大 江 和 夫 君
13番	郷 州 公 典 君	14番	百 目 木 和 俊 君

欠席議員（0名）

説明のための出席者

町 長	荒 谷 憲 輝 君	教 育 長	丸 岡 博 君
総 務 課 長	濱 浦 幸 夫 君	総合政策課長	地 代 所 誠 君
税 務 課 長	佐 京 実 君	町民生活課長	大 谷 地 尚 子 君
すこやか健康 課 長	平 戸 由 紀 子 君	介護福祉課長	中 屋 敷 司 君
産業振興課長	西 山 圭 一 君	建 設 課 長	上 静 志 君
教 育 課 長	濱 浦 孝 子 君	会 計 管 理 者	日 影 百 合 子 君
代表監査委員	三 上 孝 八 君		

職務のための出席者

議会事務局長	茨 島 俊 行 君	庶 務 G L	下 平 有 香 君
総 務 課 主 査	程 熊 嘉 寛 君		

◎開議の宣告

○開議の宣告

午前 10 時 00 分

○議長（百目木和俊君）

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎報告第 1 号議題、質疑

○議長（百目木和俊君） 日程第 1、報告第 1 号 令和 3 年度階上町一般会計繰越明許費繰越計算書報告についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告第 1 号の件を終了いたします。

◎報告第 2 号議題、質疑

○議長（百目木和俊君） 日程第 2、報告第 2 号 令和 3 年度階上町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告についての件を、議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑がないようですので、これにて報告第 2 号の件を終了いたします。

◎議案第 1 号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第3、議案第1号 階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第1号 階上町議会議員及び階上町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第4、議案第2号 階上町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号 階上町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第5、議案第3号 令和4年度階上町一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

○7番（長根岩夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） はい、7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） はい、7番長根ですが、予算説明書の7ページをお願いいたします。2款7項5目企画費であります。コミュニティ助成事業250万円となっております。財源内訳としては、その他になっております。コミュニティ助成事業とありますので、拠出先は財団法人自治総合センターからの助成金かと思いません。用途については制限などもあるかと思しますので、主な内容について伺っておきたいと思えます。また、今年度に予定する事業の内容について、確認をさせていただきます。お願いいたします。（長根議員着席）

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） はい、総合政策課長、地代所誠君。

○総合政策課長（地代所誠君） はい。（総合政策課長起立）

長根議員の質問にお答えをいたします。コミュニティ助成事業の主な内容についての件であります。住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的とするもので、コミュニティ活動に必要な設備等の整備を助成するものとなっております。具体的には、集会施設の備品、太鼓などの祭り備品、草刈り機の購入や簡易な倉庫の整備などがございます。本補正予算に計上しております事業費250万円につきましては、耳ヶ吠東町内会が申請したものが採択となったもので、草刈り機、ウッドチップパー、チェーンソー、パワーブロワーなどを整備する予定となっております。

以上でございます。（総合政策課長着席）

○7番（長根岩夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） はい、7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） 7番、長根です。ありがとうございました。

この事業については、一般コミュニティ助成事業に区分をされるものであると思いますが、他に AED の購入に充てるもの、あるいは投光器や発電機等の購入に充てることを目的とする地域防災組織育成助成金事業という区分もあると伺っておりました。全部で 7 つほどの事業があるようでありますが、当然のことではありますが、県からの指導等に基づき、助成金の申請をされているかと思っております。当町のこれらの助成金制度の利用状況については、どのようになっているのか、確認をさせていただきたいと思っております。お願いいたします。（長根議員着席）

○総合政策課長（地代所誠君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） はい、総合政策課長、地代所誠君。（総合政策課長起立）

○総合政策課長（地代所誠君） はい。長根議員のご質問にお答えいたします。

議員ご案内の通り、コミュニティ助成事業については、一般コミュニティ助成事業を始め、自主防災組織が行う災害防止活動に直接必要な設備の整備を行う地域防災組織育成助成事業、集会施設の建設などの整備を行うコミュニティセンター助成事業など、全部で 7 事業ございます。これまでの助成金制度の利用状況につきましては、コミュニティ助成事業のみとなっております。各町内会の申請を自治総合センターが採択する方式により活用しているところであり、以前は 2 団体採択された年度もございましたが、ここ数年は毎年 1 団体の採択となっている状況でございます。

以上でございます。（総合政策課長着席）

○7番（長根岩夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） はい、7番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7番（長根岩夫君） ありがとうございました。7 つの助成事業があるということなので、今後とも適宜採択される要件が整うのであれば、それらの事業に対して

の県の方とお話をされて、可能な限り採択となるようお願いをいたしておきたいと思えます。町内の各行政区としても、地域のコミュニティや民生安定に必要な特別な財源を必要とする場合もあるかと思っております。使い勝手の良いこのような助成金については、行政・町としても今後とも適切な対応とご配慮を賜りますようお願いを申し上げます。質問を終わります。ありがとうございました。(長根議員着席)

○総合政策課長(地代所誠君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) はい、総合政策課長、地代所誠君。(総合政策課長起立)

○総合政策課長(地代所誠君) はい。長根議員のご質問にお答えいたします。

コミュニティ助成事業を始め、様々な助成事業を活用しながら、地域のコミュニティ活動の充実、強化を図るため、取り組んでまいりたいと思えます。

以上でございます。(総合政策課長着席)

○議長(百目木和俊君) ほかに質疑はありませんですか。(質疑なしの声あり)

○4番(大下修君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) はい、4番、大下修君。(大下議員起立)

○4番(大下修君) 4番、大下修です。よろしく申し上げます。

予算説明書の8ページ、3款1項6目臨時福祉給付金事業費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金1,580万円について伺います。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、令和3年度の事業として、本町では今年2月から受付を行い、3月から支給が開始されたものとなりますが、コロナ禍における原油価格、物価高騰等、総合緊急対策として、引き続き令和4年度においても実施されることとなったため、本定例会において補正予算に計上されたものと思えます。そこでですね、令和4年度における対象者、給付額、対象者数及び給付開始時期について伺います。

もう一点、質問させていただきます。同じく8ページです。3款3項4目、子育て世帯生活支援特別給付金960万円について伺います。子育て支援の内容を伺います。この給付金の対象は、子ども1人当たりの支給となるのか、対象者の人数を伺いたいと思えます。また、給付の方法といつ頃までに支給するのか、予定を確認し

ておきたいと思います。以上 2 点、よろしく願いいたします。(大下議員着席)

○介護福祉課長(中屋敷司君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 介護福祉課長、中屋敷司君。(介護福祉課長起立)

○介護福祉課長(中屋敷司君) はい。それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、お答えいたします。議員ご案内の通り、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、令和 3 年度から実施している事業となり、令和 4 年度においても引き続き実施されることとなったものでございます。令和 4 年度における対象者は、令和 3 年度に給付金が支給された世帯を除き、基準日となる令和 4 年 6 月 1 日時点で本町に住所を有し、令和 4 年度に新たに住民税が非課税となった世帯、又は令和 4 年 1 月から 9 月までに新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、収入が減少し住民税非課税に相当する家計急変世帯となります。給付額は令和 3 年度と同様に 1 世帯当たり 10 万円、対象者の数は令和 3 年度に見込みました住民税非課税世帯 1578 世帯の 1 割となる 158 世帯を令和 4 年度分として見込んでおります。

また給付開始時期につきましては、システムの改修や対象者に送付する確認書の印刷、送付など行った後となります 7 月中旬を予定しております。

以上でございます。(介護福祉課長着席)

○4 番(大下修君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) はい、4 番、大下修君。(大下議員起立)

○4 番(大下修君) 4 番、大下修です。ごめんなさい。

○すこやか健康課長(平戸由紀子君) ハイ、議長。

○議長(百目木和俊君) ハイ、すこやか健康課長、平戸由紀子君。(すこやか健康課長起立)

○すこやか健康課長(平戸由紀子君) 大下議員のご質問にお答えいたします。

私からは、子育て世帯生活支援特別給付金についてお答えいたします。本事業は、

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、実情を踏まえた生活の支援を行うため、給付金を支給するものでございます。対象者は令和4年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母等で、令和4年度住民税が非課税の方、又は令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯となります。対象児童数は192人を見込み、児童1人当たり一律5万円を支給するものでございます。支給の時期及び方法につきましては、令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者は課税情報を確認したのち、申請不要で口座への振込が可能となっておりますので、7月上旬の支給を目指します。また、高校生のみ養育世帯や直近で収入が減収した世帯につきましては、申請が必要となりますので、個別通知並びに広報等での周知を行い、申請後随時支給してまいります。申請期限は、令和5年2月28日までとなります。

以上で終わります。(すこやか健康課長着席)

○4番(大下修君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) はい、4番、大下修君。(大下議員起立)

○4番(大下修君) 4番、大下修です。大変失礼いたしました。

再質問させていただきます。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、再質問させていただきます。新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活、暮らしの支援を受けることが出来るため、事業の効果が高いものと考えます。そこでこれまで給付金が支給された世帯数とその内訳について伺います。また、令和4年度においても事業の趣旨を鑑み、対象者に対して一日でも早く給付が支給されることを希望して質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。(大下議員着席)

○介護福祉課長(中屋敷司君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 介護福祉課長、中屋敷司君。(介護福祉課長起立)

○介護福祉課長(中屋敷司君) はい。それでは、大下議員のご質問にお答えいたします。

令和3年度における住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の実施分といたしまして、これまでに給付金を支給した世帯の数は6月3日時点で1490世帯とな

り、その内訳は住民税非課税世帯が 1485 世帯、家計急変世帯が 5 世帯となっており、対象として見込みました約 94%の世帯に給付金を支給しております。議員ご要望の通り、令和 4 年度におきましても、事業の趣旨を鑑み、令和 3 年度と同様、速やかに準備を整え、一日でも早く対象者に給付金を支給できるよう、取り組んでまいります。以上でございます。(介護福祉課長着席)

○議長(百目木和俊君) ほかに質疑ありませんか。

○3番(下沢育男君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) はい、3番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○3番(下沢育男君) 3番、下沢育男です。

私の方からも補正予算説明書の方で質問させていただきます。10ページ、7款1項7目はしかみ暮らし応援商品券交付事業費補助金1億3,050万円について、ご質問させていただきます。昨日の一般質問でも町長回答にもありました、この新規事業もコロナ禍における原油価格、物価高騰対応支援事業と聞きました。ありがとうございました。

そこで、この事業の対象者は、それからいつ頃交付し、商品券交付額等、内容についてお伺いしたいと思っております。また、令和2年度に実施した同じような商品券配布事業もありましたが、実績も合わせてお願いいたします。以上です。(下沢議員着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 産業振興課長、西山圭一君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(西山圭一君) はい。それでは下沢議員の質問にお答えいたします。

はしかみ暮らし応援商品券交付事業は、現在コロナ禍における原油価格や物価高騰などの影響を受けている町民の皆様の家庭支援を目的に、全町民に対し1人当たり1万円分の商品券を交付する事業です。交付にあたっては、申請などの手続を不要とし、各世帯人数分を世帯主宛に簡易書留で郵送することとし、7月下旬の発送を予定しております。使用いただける期間は、届いた日から令和5年1月31日までの期間となります。

次に、令和 2 年度にコロナ禍における事業者支援を目的として実施しました、はしかみ応援振興券交付事業は、全町民一人当たり 5,000 円分の振興券と 18 歳以下の児童一人当たり 3,000 円の振興券を上乗せをして交付した事業です。交付率は 98.1%、使用率は 97.4%の実績となっております。以上でございます。(産業振興課長着席)

○3番(下沢育男君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 3番、下沢育男君。(下沢議員起立)

○3番(下沢育男君) ご説明ありがとうございました。

それをお願いになりますが、商品券利用についてですけれども、町内の事業所も減少傾向にあります。前回の商品券利用状況を見ても、あの聞いたり見ますと、大手スーパーやホームセンター等が多く見受けられたと私自身ちょっと聞いておりましたが、今回の事業では出来るだけ地元事業者の利用増を期待したいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。何か対応等あればお伺いして、以上質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(下沢議員着席)

○産業振興課長(西山圭一君) はい、議長。

○議長(百目木和俊君) 産業振興課長、西山圭一君。(産業振興課長起立)

○産業振興課長(西山圭一君) はい。下沢議員の質問にお答えいたします。

今回のはしかみ暮らし応援商品券交付事業の一番の目的は、町民の皆様の家庭支援でございますが、併せて中小事業者の支援にもつながるように考え、今回の商品券は、事前に登録していただいた町内の事業所の全てで使える共通券 7,000 円分と中小事業所のみで使える専用券 3,000 円としておりますので、町民の皆様から事業者支援にもご理解をいただき、中小事業者でのお食事やお買い物の際は、専用券に共通券をプラスして使用していただくことで大きな経済効果をもたらすものと考えております。以上でございます。(産業振興課長着席)

○議長(百目木和俊君) ほかに質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第3号 令和4年度階上町一般会計補正予算(第2号)の件を、採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号議題、質疑、討論、採決

○議長(百目木和俊君) 日程第6、議案第4号 令和4年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第4号 令和4年度階上町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号議題、質疑、討論、採決

○議長(百目木和俊君) 日程第7、議案第5号 令和4年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第5号 令和4年度階上町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号議題、質疑、討論、採決

○議長(百目木和俊君) 日程第8、議案第6号 小舟渡集会所移転新築工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

これより、議案第6号 小舟渡集会所移転新築工事請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎追加提案理由説明

○議長（百目木和俊君） 日程第9、議案第7号 階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについての件を上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○町長（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

○議長（百目木和俊君） 町長、荒谷憲輝君君。（町長登壇）

○町長（荒谷憲輝君） それでは、追加議案第7号「階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについて」、ご説明申し上げます。

本案は、令和3年12月24日から空席となっている「階上町副町長」に、令和4年6月13日から、「澤田充」氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めるものでございます。

澤田氏は、昭和56年4月に階上町に入庁されて以来、41年間にわたり、総務課長や会計管理者、議会事務局長を歴任された、行政経験が豊富な方でございます。

また、約3か月間、副町長の代理も務めていただき、行政運営に関しましても、優れた人材であり、人格も高潔でありますので、「階上町副町長」として最適任と考えます。ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。（町長降壇）

○議長（百目木和俊君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

◎議案第7号議題、質疑、討論、採決

○議長（百目木和俊君） 日程第10、議案第7号 階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。（質疑なしの声あり）

○5番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） はい、5番、小松雅彦君。（小松議員起立）

○5番（小松雅彦君） はい、5番、小松雅彦です。

私の方からちょっと質問させていただきます。階上副町長に選任する者につき、氏名が出てきたのが、あまりにも短すぎて、じっくり考慮する時間や確認したいことなど、あまりにも短すぎて結論を出すのが非常に難しいと思いました。また、議長に対して相談とか報告がないとお伺いしてました。また、今朝の新聞であたかももう副町長が決まったかのような報道がありました。これは議会を軽視しているのではないか思えないのですが、この件につきまして、町長にお伺いしたいと思います。（小松議員着席）

○町長（荒谷憲輝君） はい。

○議長（百目木和俊君） 町長、荒谷憲輝君。（町長起立）

○町長（荒谷憲輝君） 小松議員の質問にお答えいたします。

ご相談の期間が短かったという件でございますが、配慮に欠けていた部分でもあったのかもしれませんが、自分が考えたタイミングでございましたので、ご理解いただきたいと思います。そしてまた、議長に報告がなかったということでございますが、これもまた自身の配慮が至らないというご指摘だと思います。議員の皆様にはある方を通じて説明させていただきましたが、改めて議長に相談が、報告がなかったということは、以後気を付けたいと思います。

もう一点、報道に関してでございますが、昨日この報道の方より連絡をいただき、義理に欠けるようなことはしたくない、ということで、どうしてもお会いしたいということでございました。私自身、報道の取扱いについては、思いはありますが、意見を言える立場ではございませんでした。そして、その情報の管理につきましても、自身は徹底したつもりではございましたが、皆さんの立場の中でこの情報管理が徹底されていなかったことであるのかなあと考えておりますので、以後気を付け、自身も気を付けますが、この職務上、また立場上知り得た情報を管理していただければよろしいのかなあと考えてますし、個々の立場を尊重した上でございますので、報道に掲載されたことに関しては、自身にも責任があるものとも考えております。以上でございます。（町長着席）

○総務課長（濱浦幸夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 総務課長。濱浦幸夫君。（総務課長起立）

○総務課長（濱浦幸夫君） はい。それでは、小松議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長の方から 3 点目のマスコミの、今朝の新聞報道についてということで町長の方からお話がありました。これにつきましては、町長にお会いした後、マスコミの方からですね、私の方にもお会いしたいということで、お話があったのは事実でございます。ただし私どもはその名前とかですね、そういうのは一切出してない、もちろんこの人事の案件につきましては、限られた人しか覚えてませんので、皆さんにご相談しながら動いてきたという部分がございます。ただし、こういう風な形で出たという事実は、先ほども町長からございましたけども、私どもの情報公開といえますか、情報管理につきましては、気を付けていきたいなあと考えてございますので、よろしくご配慮のほどお願いしたいと思います。

以上です。（総務課長着席）

○5 番（小松雅彦君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） 5 番、小松雅彦君。（小松議員起立）

○5 番（小松雅彦君） はい、行政側とは議会は、車で例えられると、車の両輪だと思います。お互いに力を合わせて町政のために尽くしていくべきだと思いますので、どうぞこれからもよろしくお願いいたします。（小松議員着席）

○議長（百目木和俊君） 他に質疑はありませんか。

○7 番（長根岩夫君） はい、議長。

○議長（百目木和俊君） はい、7 番、長根岩夫君。（長根議員起立）

○7 番（長根岩夫君） はい、7 番、長根です。

先ほどの情報のことについては、非常に残念に思っていました。今朝ほど、私の家にも電話がありました。基本的に、議会は終わったのかという意味の趣旨でありました。残念ながら私どもはそのようなこの議場における議員の方々、そしてまた課長さん方、決してこのようなことで情報が表に出るという風な行動はしてないと思っております。今後ともこれは議員我々、それからまた町部局の方々も心得ていただかなければならないことであり、また町民の不信を招くことのないようにして行かなければならない、そのように思っています。新聞報道にもありましたが、町長はこの

ことについては発言をしていないという風なこと、書いてありました。胸をなで下ろしたという感じではありますが、今後ともこのようなことのないように、議員一同心を一つにして、町の、町政発展のために尽くしていきたいという思いでありますので、皆様にもまたよろしくお願いを申し上げて発言を終わります。ありがとうございます。(長根議員着席)

○町長(荒谷憲輝君) はい。

○議長(百目木和俊君) 町長、荒谷憲輝君。(町長起立)

○町長(荒谷憲輝君) ありがとうございました。大変厳しいご指摘を頂きながらも、また励ましの言葉も頂いたと思っております。町民の幸せを第一に考えながら、町の発展に努めていきたい思いでございました。情報に関しては大変失礼いたしました部分があったとは思いますが、以後自分自身気を付けながら、つとめてまいりますので、よろしくお願いたします。(町長着席)

○議長(百目木和俊君) 他に質疑ありませんか。(質疑なしの声あり)

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております、議案第7号 階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)(異議ありの声あり)

異議がありますので、議案第7号 階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについての件は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

着席ください。(賛成議員着席)

起立多数であります。(賛成7名、反対6名)

よって、議案第7号 階上町副町長に選任する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

◎議員派遣の件

- 議長（百目木和俊君） 日程第 1 1、議員派遣の件を議題といたします。
お諮りいたします。
議員派遣の件については、お手許の配布資料のとおりといたしたいと思えます。
これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、お手許の配布資料のとおり決定いたしました。
-

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

- 議長（百目木和俊君） 日程第 1 2、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。
議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りいたします。
委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）
ご異議なしと認めます。
よって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
-

◎町長挨拶

- 議長（百目木和俊君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
この際、町長から発言の申し出がありますので、これを許します。

- 町長（荒谷憲輝君） ハイ、議長。

○議長（百目木和俊君） 町長、荒谷憲輝君。（町長登壇）

○町長（荒谷憲輝君） それでは、閉会にあたりまして、ご挨拶申し上げます。

先ほどは副町長の選任につきまして、ご同意いただき、感謝申し上げます。町は少子高齢化や財政の健全化など、課題が山積しております。常に町の将来を見据えながら、これらの課題の解決に向けて町民の皆様の幸せを第一に、そして期待にお答えできるよう、副町長はじめ職員と共に鋭意取り組んでまいりますので、引き続き議員各位にはご理解とご協力をお願い申し上げます。

議決いただきました各議案の執行には万全を期してまいりたいと存じますので、一層のご指導、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げまして、閉会にあたっての挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（町長降壇）

◎閉会の宣告

○議長（百目木和俊君） これにて、令和4年第4回階上町議会定例会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前 10 時 45 分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長 百目木 和 俊

会議録署名議員 長 根 岩 夫

会議録署名議員 森 榮 吉